

厚生労働省発薬食0708第53号
平成27年7月8日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

諮問書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、下記の化学物質を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二のもの）
- 2 ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類